

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、近年における燃料価格の高騰を鑑み、施設園芸を営む農業者による省エネ化の取り組みを支援するため、令和5年度施設園芸省エネ化推進事業実施要領（令和5年7月5日施行。以下「要領」という。）に基づく事業実施計画の認定を受けた者に対し、当該事業に要する経費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、予算の範囲内において、令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 本事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、別表1及び2のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画総括表（別紙1）
- (2) 経費の配分及び負担区分（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) 実施設計書（別紙4）
- (5) 宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行された原本）
- (6) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(交付決定)

第4 知事は、事業実施主体から第3第1項の規定による交付申請書の提出があり、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、事業実施主体に通知を行うものとする。

2 前項の交付決定を行うに当たって、予算額を上回る応募があった場合は、補助率を一律に減じることで調整し、全ての申請者に対して同じ補助率による交付を行うこととする。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、交付の決定に当たっては、第3第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第3第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、提出の期限は、事業完了の日から1か月を経過した日又は令和6年2月28日のいずれか早い日までとする。

2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績総括表(別紙1)
- (2) 経費の配分及び負担区分(別紙2)
- (3) 収支精算書(別紙3)
- (4) 出来高設計書(別紙4)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第9 処分の制限を受ける財産は、規則第21条第2号及び第3号の規定による。

(処分の制限を受ける期間及び内容)

- 第10 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該機器等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第7号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- 2 当該機器等の取得価額が50万円未満の場合にあっても、前項に準じた処分制限期間及び内容の取扱いとする。

(帳簿及び書類の備付け等)

- 第11 補助事業者は、第10の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示)

- 第12 この補助事業により導入された機器等には、当該実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(書類の提出及び経由)

- 第13 この要綱により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する地方振興事務所長(以下「所長」という。)を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。
- 2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとする。

(運営状況報告)

- 第14 知事は、この補助事業により導入された機器等の運営状況等について、事業実施後3年間について報告を求めることができる。

(その他)

- 第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。

別表1 令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業名	経費	補助率 (補助上限額)	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金	<p>1 令和5年度施設園芸省エネ化推進事業実施要領に基づき知事の認定を受けた計画における下記①から④までの経費のうち、令和5年4月1日から令和6年1月31日までの期間内に購入、施工、メンテナンス及び費用の支払いが実施されたもの。</p> <p>①被覆資材（内張及び外張）の購入経費</p> <p>②循環扇の購入経費</p> <p>③多段式サーモスタットの購入経費</p> <p>④暖房機のメンテナンスに係る経費</p> <p>※被覆資材及び機器の導入については、付帯する部品の購入費用及び施工費は補助対象外とする。</p> <p>※暖房機のメンテナンスについては、交換部品代及び作業料金のみを対象とし、整備者の旅費その他の経費は補助対象外とする。また、部品を自分で購入して暖房機をメンテナンスする場合は、補助対象外とする。</p> <p>※上記の事業実施期間の前に発注が行われた場合も、期間内に購入、施工、メンテナンス、支払いが実施されたものについては、補助対象とする。</p> <p>2 本事業の実施に要する事務的経費で別表2の経費</p>	<p>1／2以内 (110万円/10a) ※ただし、1戸あたり1haまで</p> <p>1／2以内 (6万円/台)</p> <p>1／2以内 (3.6万円/台)</p> <p>定額 (10万円/台)</p> <p>定額 (①から④の事業費合計の3%)</p>	<p>事業実施主体ごとに、3割を超える事業費の減少</p>	<p>事業実施主体の変更</p>

別表2 令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金の交付対象となる事務的経費

内容	経費項目	備考
事業実施主体が本業で行うべきものを除く、本事業を実施するために直接必要な右記の経費	旅費	現地確認や農業者への事業説明等の活動に必要な交通費
	役務費	振込手数料の支払い等に要する経費
	使用料	会議、説明会等の会場使用料等として支払う経費
	通信費	通信料、切手の購入費用等として支払う経費
	消耗品費	文房具、インク等消耗品の購入に要する経費
	人件費	事務員、補助員等を雇用するための経費
	その他経費	その他、知事が特に必要かつ適切と認める経費

別記様式第1号（交付要綱第3関係）

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金交付申請書

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

下記のとおり令和5年度施設園芸省エネ化推進事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金 金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 添付書類
- （1）事業計画総括表（別紙1）
 - （2）経費の配分及び負担区分（別紙2）
 - （3）収支予算書（別紙3）
 - （4）実施設計書（別紙4）
 - （5）宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行された原本）
 - （6）その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号（交付要綱第5（1）関係）

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金 変更承認申請書

（文書番号）

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
令和5年度施設園芸省エネ化推進事業について、事業内容（経費の配分）を下記のとおり変更し
たいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

	総事業費	既交付決定額 変更交付申請額	その他	備考
変更前				
変更後				

3 添付書類（交付申請時、別記様式第1号に添付した書類について、変更内容を反映させた上で再提出すること。）

（注）既に交付決定された補助金額に増減が生じる場合は、交付決定額の変更後の補助金交付申請額を「変更の内容」欄に記載すること。

別記様式第3号（補助金交付要綱第5（2）関係）

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金 中止（廃止）承認申請書

（文書番号）
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
令和5年度施設園芸省エネ化推進事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、
承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

中止（廃止）の理由	中止（廃止）の内容	今後の見通しと対策

添付書類（別記様式第1号に準ずる。）

別記様式第4号（交付要綱第6関係）

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金 実績報告書

（文書番号）
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
令和5年度施設園芸省エネ化推進事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則
第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業実施主体	県補助金額

- 添付書類（1）事業実績総括表（別紙1）
（2）経費の配分及び負担区分（別紙2）
（3）収支精算書（別紙3）
（4）出来高設計書（別紙4）
（5）その他知事が必要と認める書類

振込先

- （1） 口座：〇〇銀行 〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
（2） 口座名義人：〇〇〇〇〇〇〇〇（フリガナ）

（注）振込先の内容が確認出来る資料（通帳の写し等）を添付すること。

なお、概算払いにより受領した金額が上に記載した県補助金額と同額である場合は、振込
先の記載及び通帳等の写しの提出は不要とする。

別記様式第5号（交付要綱第7関係）

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金 概算払請求書

（文 書 番 号）
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
令和5年度施設園芸省エネ化推進事業について、下記により金 円を概算払によっ
て交付されるよう請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	月 日までの 予定出来高	今回請求額	残 額
円	円	%	円	円

概算払請求理由（概算払が必要な理由、事業の進捗状況等を簡潔に記入すること。）

振込先

（1）口座：〇〇銀行 〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇

（2）口座名義人：〇〇〇〇〇〇〇（フリガナ）

（注）振込先の内容が確認出来る資料（通帳の写し等）を添付すること。

別記様式第6号（交付要綱第8関係）

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

（文書番号）
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
令和5年度施設園芸省エネ化推進事業について、令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金
交付要綱第8第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）		
2 補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額		
	金	円
4 補助金返還相当額（3-2）	金	円

（注）参考となる資料（消費税及び地方消費税に係る申告書の写し等）を添付すること。

別記様式第7号（交付要綱第10関係）

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業に係る財産処分申請書

（文書番号）
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金について、補助金等交付規則第21条に基づき、
下記のとおり取得財産を処分したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の理由

2 処分の方法

3 処分財産の名称等

形式	数量	耐用年数	取得年度	取得価格（円）	補助金額及び補助率

添付書類 処分対象となる財産の写真

財産管理台帳

事業実施主体名:

事業実施年度		年度		宮城県補助金名		令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金		経費の配分(円)		処分制限期間		処分の状況		摘要		
区分	事業名	事業の内容		工期		総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日		処分の内容	
		工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日		しゅん工 年月日	交付金	都道府県 費	市町村費						その他
機械等	【例】循環扇(宮城 太郎)	ABX-00型	仙台市	2台	R5.6.30	R5.7.15	120,000		60,000		60,000	7年	R12.7.14			
	【例】多段サーモ(仙台 次郎)	CDW-01型	仙台市	1台	R5.7.10	R5.7.20	76,000		36,000		40,000	7年	R12.7.19			
							0									
							0									
							0									
							0									
合計							0	0	0	0	0					

- (注) 1 処分制限年月日欄には処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には譲渡先、交換先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 5 取得価額が50万円未満の場合であっても、減価償却資産に準じて耐用年数を記載すること。

(別紙1) 令和5年度施設園芸省エネ化推進事業 事業計画(実績)総括表

1 申請者及び担当者

事業実施主体名				
連絡先				
担当者の職・氏名				
補助金申請(実績)額	メニュー①から④の合計:	円	事務的経費:	円

【事業メニュー及び補助率、上限等】

事業メニュー	事業量の上限	補助率	補助上限
①被覆資材の導入	1生産者1haまで	1/2以内	110万円/10a
②循環扇の導入	-	1/2以内	6万円/台
③多段サーモの導入	-	1/2以内	3.6万円/台
④暖房機メンテナンスの実施	-	最大で定額	10万円/台

2 事業参加者の一覧

No.	氏名	住所	施設面積 【全面積】 (a)	主な栽培品目	事業 メニュー	事業量 (a, 台)	事業費 (円)	県補助金額 (円)	省エネ化の取組実績(実践している項目に「○」を記載。複数可)		
									多重被覆、多段サーモ、循環扇、ヒートポンプ等、省エネ資材や機器の活用	加温機や温度センサーの定期的な点検や局所加温等の管理・技術的な対策の実施	国「施設園芸セーフティネット構築事業」による資金積立及び省エネ化の実践
例	宮城 太郎	仙台市●●●●	50	いちご	①	25	1,000,000	500,000	○		○
例	仙台 次郎	仙台市●●●●	100	トマト	③	1	50,000	25,000		○	○
⇒同一施設で複数メニューを記載する場合、氏名、住所、施設面積、栽培品目、取組実績は一番上の段のみに記載すること					④	4	200,000	200,000			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47											
48											
49											
50											
合計											
					①	0	0	0			
					②	0	0	0			
					③	0	0	0	0	0	0
					④	0	0	0			
					①~④	0	0	0			

※事業量について、メニュー①の場合は被覆資材の導入面積を、メニュー②から④の場合は機器の台数を記入すること。

3 事務的経費(補助を申請する(した)場合のみ記載すること)

経費項目	事業内容	積算根拠	事業費 (円)	県補助金額 (円)
【例】通信費	生産者への案内文書の郵送	@84円×200名	16,800	16,800
合計			0	0

※補助率は最大で定額、補助上限はメニュー①から④の事業費合計の3%

別紙 2

経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業名	事業に要する(又は 要した)経費 ①+②+③ +④	負 担 区 分				備 考
		県補助金①	市町村費②	事業実施 主体③	その他④	
令和5年度 施設園芸 省エネ化 推進事業						
計						

別紙3

収支予算（精算）書

収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県 補 助 金					
市 町 村 費					
事業実施主体					
そ の 他					
計					

※整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合には融資内容を備考欄に記載すること（金融機関名、融資名、金額、償還年数等を記載すること）。

※国及び県による他補助金は重複して受給することができない。

支出の部

(単位：円)

事 業 名	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
令和5年度 施設園芸 省エネ化 推進事業					
計					

